

福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会公印取扱規程

令和7年2月19日制定

(趣旨)

第1条 福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会(以下「協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「公印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものとする。

(種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

協議会長印 「福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会長」の名称を彫刻

出納専用印 「福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前項の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは消耗して使用できなくなったときは、次条の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 協議会長印の公印管理責任者は、福井市農林水産部林業水産課課長とする。

3 出納専用印の公印管理責任者は、福井市農林水産部林業水産課課長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管整備のあるものに格納し、これに施錠の上、

嚴重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を嚴重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別な事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長が指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第12条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年2月19日から施行する。

別 表

協議会長印	公印の名称	福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会長
	公印の寸法	2.4cm × 2.4cm
出納専用印	公印の名称	福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会長
	公印の寸法	1.65cm × 1.65cm